

喫煙する場合の火災予防上の措置

- 1 喫煙設備を設ける。
- 2 消火器を設置する。
- 3 防火管理者等による監視体制を講じる。
- 4 階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口付近又は廊下若しくは通路等通行の用に供する部分では行なわない。
- 5 危険物品その他易燃性の可燃物を取扱い、又は展示する場所付近で行なわない。
- 6 喫煙所には吸殻容器、椅子等、喫煙に必要と認められるもの以外の物品を設置しない。